

令和7年度第8回 清瀬市まちづくり委員会議事要旨

【開催日時】

日時：令和7年11月25日（火）午後6時～

場所：清瀬市役所 4階 研修室

【出席委員】

城山委員長、荒井委員、池田委員、大室委員、神山委員、岸本委員、國井委員、里見委員、関根委員、豊田委員、中村委員、野村委員、古川委員、牧井委員、望月委員

事務局：地域振興部長、市民協働課長、協働係主査、協働係主任

【配布資料】

令和7年度第8回 清瀬市まちづくり委員会次第

令和7年度第7回 清瀬市まちづくり委員会議事要旨

提案No1 質問事項【まとめ】

令和7年度まちづくり委員会日程 ver 3

【机上配布】

委員長作成 市長提言（案）

委員作成 市長提言（案）

【議事】

1 開会 城山委員長

2 事務局より

（1）配布資料の確認

（2）令和7年第7回議事要旨の確認 →修正なし

3 報告事項

（1）新規市民提案 →1件届いているが、まちづくり提案としては取り扱う内容ではない。

委員長：委員の目に触れてもらった方が良い。

事務局：正副委員長に送付します。

4 提案No1の提言に関する担当部署意見交換

【水と緑と公園課への質問事項】

○ベンチのある街事業について

・今、休眠中だがこれからの展望

水と緑と公園課長：椅子のあるまちづくり事業については、寄付をしていただいた方に設置場所や椅子の形状を選んでいただき設置してい

る。今までに 60 基を設置。現在、椅子を作る業者がいないため、管理のみ行っている。

○水と緑と公園課が管理している緑地や公園に新規ベンチを設置できるか。

水と緑と公園課長：設置することは可能。公園には椅子は設置している。平成 24 年には 106 か所だったが、現在では公園が 42 増え 148 か所になっている。

○ベンチに関するマップが複数あるが、それを活かして周知いただくことはできるか。また、社会福祉協議会作成の「高齢者お出掛け支援マップ」の市内全域の地図があると良いが、作ることは出来るか。

事務局：マップは市では作成しない、考えていない。

○ベンチに屋根を設置することは出来るのか。

水と緑と公園課長：可能である。

【道路交通課への質問事項】

○市道の垣根などにベンチを設置することはできるか。

道路交通課長：植樹帯や歩道もあり、好ましくない。幅員が足りない。

○都道にベンチを設置することを相談できるか。

道路交通課長：相談をすることは可能だが、有効幅員が定められているため設置は難しいのではないかと。有効幅員が確保できれば可能。

○河川にベンチを設置することを相談できるか。

道路交通課長：市道と同様有効幅員が確保できれば可能。

〈質疑応答〉

委員：公園が増えていることに驚いた。増えると管理体制が大変ではないか。

水と緑と公園課長：公園の設置物は動かないものになっているので、管理面で言うと遊具は安全が大事なため管理は必要である。

委員：ベンチに拘らず、オブジェを設置する基準はあるのか。

道路交通課長：有効幅員を 2.5m 確保する必要がある。

委員：公園数が増えている要因は何か。

水と緑と公園課長：すべて開発に伴うものである。公園が不足している地域も存在しているため条例改正を行った。管理面では、昨年度まではシルバー人材センターに委託と直営で行っていたが、今年度から民間事業者へ委託した他、直営も 1 チーム増やして管理を行っている。

委員：休眠中のベンチについて、賛同いただいた企業や個人の寄付でベンチを設置することの PR はしているのか。

水と緑と公園課長：ふるさと納税に組み込んでおり、寄附によって実現した主な事業でホームページ上には載っています。

委員：ちょっと休みたい時にベンチまでいかなくても棒を作って寄りかかったり、一息つけるようなものを設置することはどうか。

水と緑と公園課長：民地を借りて設置している方法も市内には5ヶ所ある。

委員：公園の除草するタイミング（時期）はあるのか。

水と緑と公園課長：市内業者とは草が生える時期を中心に5か月間の契約を結んでいる。

委員：河川にベンチは道路と同じ扱いか。

道路交通課長：市道と同様幅員が足りない。遊歩道を都から借りているところもあるが、都からは河川のところには設置物を基本置かないと言われている。

5 協議事項

(1) 提案 No3 について

委員：班で話し合ったことをもとに広げて提言案にしてみた。

委員長：ホストは中学生、ゲストは市長で、皆さんからの意見を聞いて提言にもっていくことは有りだと思う。

委員：担当部署からの意見交換を経て、提案 No 3 は形にしやすかったと思った。提案 No 1 は行政としては難しいが提言としては諦めることは無い。

委員：市民からの提案が仕組みづくりでとても良い提案だと思った。委員長案の提言書は意見表明権が無いと言っているように思う。尖ったように思えるがいかがか。

委員長：特になし

委員：例えば市内中学生 10 人の子が選ばれ、本会議場で市長に意見を述べ、市議会議員や生徒も入れて開催したら良いと思う。グレードを上げて市議会議員も得るものがあると思う。

委員：委員作成案は、「子ども基本条例や子ども権利条例をつくりたいです」と言っているように思える。来年度市民提案で出せばよいのではないか。

委員：委員長案は期待感が持てると思う。委員案は市民提案に沿っているかと言ったらそうではなく、個人的意見が強い。シンプルに来年市民提案として出せば良い。

委員：委員案は提案 No 3 から離れている。また、提言書としては長すぎる。子どもの権利条例だったら子どもたちの生の声を聴くべき。来年度市民提案で出せば良い。委員長案のパワポを基に提言書にもっていくか。

委員長：タウンミーティングとの違いはわからないが、議会のイメージがわく様なものを作った。

委員：提案 No 3 に忠実な提言書となるよう委員会として中学生からの声を聴いて

反映した提言書とした方が良い。

6 次回開催 事務局

令和7年12月23日（火）午後6時

市役所 研修室

7 閉会